

令和7年度元気輝きポイント制度 団体登録のしおり

市民の皆様の健康寿命の延伸を図るとともに、高齢になっても住み慣れた場所で安心して、いきいきと暮らしている地域づくりを推進するため、**自助**（自身の健康づくり）と**互助**（地域での支え合い活動等）を多くの方に取り組んでいただくための仕組みとして、「**元気輝きポイント制度**」を実施しています。

対象となる活動を行い、「**元気輝きポイント手帳**」にポイントを1年間貯めることで、報奨金が支給される制度です。令和7年度における制度の実施にあたり、新規に対象活動を行う登録団体を募集します。

1. 元気輝きポイントの対象者

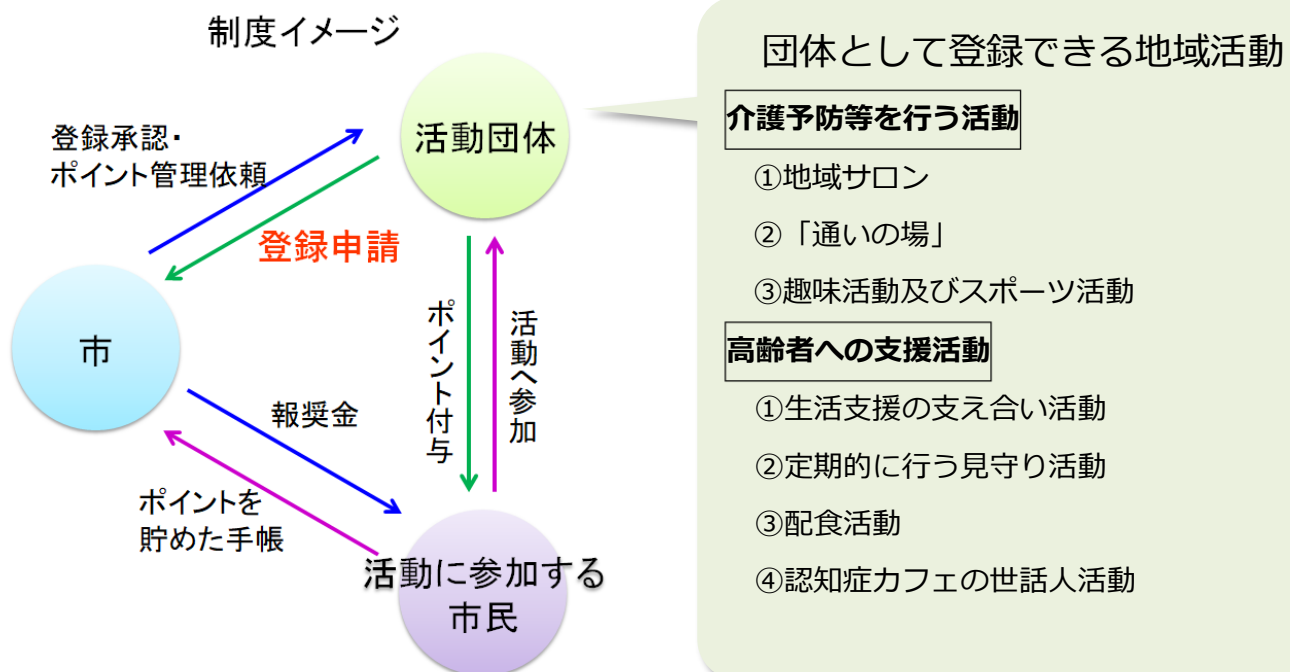
40歳以上の東広島市民（年齢は令和7年10月1日現在）

2. 令和7年度元気輝きポイント制度の対象期間

令和7年10月1日～令和8年9月30日

3. ポイントを付与することのできる登録団体の募集

地域で実施する介護予防活動や、高齢者への支援活動をポイント制度の対象とするには、**あらかじめ登録が必要**です。



問い合わせ先 東広島市役所 健康福祉部 地域包括ケア推進課
〒739-8601 東広島市西条栄町8-29
電話 082-420-0984 fax 082-426-3117

4. 元気輝きポイント制度における団体登録の3ステップ

団体登録には次の3ステップがあります。

ステップ1 団体登録申請

ポイント制度の対象となる団体として登録するには、募集期間中に申請書類を提出する必要があります。

登録団体として申請を行うには、ポイントを管理する責任者、副責任者の2名（40歳以上の東広島市民の方）の選出が必要です。

1) 募集期間

| | |
|------|----------------------------|
| 2次募集 | 令和7年10月15日（水）～令和8年6月30日（火） |
|------|----------------------------|

2) 必要書類 3) の提出場所で直接受け取るか、市ホームページからダウンロードできます。

| |
|---|
| ①団体登録申請書、②活動計画書、 ③支援者名簿 ※高齢者を対象とした支援活動のみ |
|---|

高齢者への生活支援の支え合い活動は、1か月以上の活動実績がわかるもの及び団体の規約などが必要です。

3) 提出場所

| |
|---------------------------|
| 市役所地域包括ケア推進課（郵送可）、各支所・出張所 |
|---------------------------|

ステップ2 承認・ポイント管理について説明を受ける

市で申請書類の審査を行います。

登録が承認された団体へは申請月の翌月に通知し、ポイント管理に関する説明を行います。

| | |
|------|---------------------------|
| 申請月の | 団体登録承認通知の受領 |
| 翌月 | ポイント管理に関する説明・ポイントスタンプ等の配付 |

ステップ3 活動参加者へポイント付与

申請月の翌々月から、団体の活動参加者へポイントをつけることができます。



| | |
|--------------|-------------------|
| 申請月の 翌々月～ | 団体の活動参加者へポイントをつける |
|--------------|-------------------|

目次

1. 元気輝きポイント制度の対象活動等について 3 ページ
2. 登録できる団体について 4 ページ
3. 登録の条件について 5 ページ
4. 「高齢者を対象とした支援活動」の詳細について 6 ページ
5. 登録団体のポイント管理責任者（副責任者）の
役割について 8 ページ
6. 元気輝きポイントの報奨金について 9 ページ
7. 元気輝きポイント手帳の交付について 9 ページ



1 元気輝きポイント制度の対象活動等について

ポイント対象となる活動及びポイント数は次のとおりです。

1. 支えるポイント：高齢者を対象とした支援活動

年齢は、令和7年10月1日時点の年齢です。

| 対象 | ポイント数 | 内容 |
|-------|--------|---|
| 40歳以上 | 30ポイント | 1 元気輝きポイント制度で団体登録している次の活動 ①地域住民で主体的に行う高齢者への生活支援の支え合い活動 ②地域住民で定期的に行う高齢者の見守り活動 ③地域住民が主体的に行う高齢者への配食活動 ④地域サロンのポイント管理責任者活動 ⑤「通いの場」※ ¹ のポイント管理責任者活動 ⑥趣味活動及びスポーツ活動※ ² のポイント管理責任者活動 ⑦市民が運営する認知症カフェの世話人活動 2 見守りサポーター登録（年1回）（令和7年10月～令和8年9月末まで） 3 認知症サポーター養成講座講師（キャラバンメイト）活動 4 認知症高齢者への傾聴おはなしボランティア 5 コミュニティ健康運動パートナーの「通いの場」※ ¹ に関する活動 6 フレイル予防アドバイザーのフレイル予防普及啓発活動 7 元気輝きポイント制度で団体登録している次の活動への参加者で、1人での参加が難しい高齢者の参加をサポートする活動 ①地域サロン、②「通いの場」※ ¹ 、③趣味活動及びスポーツ活動※ ² |

2. 参加ポイント：介護予防活動

| 対象 | ポイント数 | 内容 |
|-------|--------|--|
| 65歳以上 | 10ポイント | 1 元気輝きポイント制度で団体登録している次の活動への参加 ①地域サロン、②「通いの場」※ ¹ 、③趣味活動及びスポーツ活動※ ² 2 いきいき健康づくり施設※ ³ の利用（個人利用に限る） |

3. 市主催行事等ポイント：市主催行事・健診受診等

| 対象 | ポイント数 | 内容 |
|-------|---------|---|
| 40歳以上 | 10ポイント | 1 見守りサポーター研修への参加 2 認知症サポーター養成講座の受講 3 市に登録のある認知症カフェへの参加 4 コミュニティ健康運動パートナー養成研修（生きがい健康体育大学）の受講 5 市主催行事への参加（元気輝きポイントマークがあるもの） |
| 65歳以上 | 10ポイント | 1 特定健診、基本健診、各がん検診、人間ドックの受診（令和7年度受診分で、健診項目ごとにポイントを付与） 2 国民健康保険被保険者の特定保健指導への参加 |
| | 30ポイント | 1 老人クラブへの登録（年1回）（令和7年4月1日時点で、市老人クラブ連合会への登録が必要） |
| | 300ポイント | 1 お元気ポイント（令和7年4月～令和8年3月末までに77歳となる方） |



↑元気輝きポイントマーク

※1 「通いの場」とは、医療保健課へ登録された介護予防に効果的な体操を週1回実施している自主的な集まりです。

※2 生涯学習パスポートのポイントとの重複はできません。

※3 いきいき健康づくり施設とは、市が指定する施設で、東広島運動公園、スポーツ交流センターおびる（スポーツ施設）、黒瀬屋内プール、安芸津 B&G 海洋センタープール、福富パークゴルフ場、河内パークゴルフ場の6施設です。

2 登録できる団体について

登録できる団体は、次の①～⑦に当てはまる活動を行い、5ページの条件を満たす団体です。

① **地域住民で主体的に行う高齢者への生活支援の支え合い活動**

連絡窓口、利用方法が明確で、支援者が5名以上あり、1か月以上の活動実績があるもの。

② **地域住民で定期的に行う高齢者の見守り活動**

活動者が5名以上で特定でき、年6回以上高齢者の見守り活動を行っているもの。

③ **地域住民で主体的に行う高齢者への配食活動**

活動者が特定でき、年2回以上10人以上に対して活動を行っているもの。(敬老会は除く)

④ **地域サロン**

参加する高齢者(65歳以上)が5名以上、1回2時間程度の活動で、継続して開催している地域サロン。

ポイント管理責任者2名の活動を「支えるポイント活動」とする。

⑤ **「通いの場」**

医療保健課に登録している「通いの場」。

ポイント管理責任者2名の活動を「支えるポイント活動」とする。

⑥ **地域住民主催の高齢者の趣味活動及びスポーツ活動**

・参加する高齢者(65歳以上)が5名以上、1回2時間程度の活動で、継続して開催している趣味活動及びスポーツ活動。

・参加する高齢者(65歳以上)が5名以上で、継続して児童の登下校の見守り活動を行っているもの。(自動車での巡回やパトロール活動は除く)

ポイント管理責任者2名の活動を「支えるポイント活動」とする。

(「生涯学習パスポート」のポイント付与を受ける活動には、元気輝きポイントは付与できません。)

⑦ **市の登録を受けた市民運営の認知症カフェの世話人活動**

「東広島市認知症カフェ」として登録する必要があります。

※参加する高齢者又は活動者のポイント手帳取得は任意です。

3 登録の条件について

次の条件をすべて満たす必要があります。

- 1 元気輝きポイント制度の趣旨を理解している団体であること
- 2 活動の趣旨が、介護予防、地域の支え合い活動につながるものであること
- 3 運営主体が地域住民で、市民を対象とした活動であり、活動場所も市内であること
- 4 ポイントに関する業務を虚偽なく、団体に責任もって管理できること
- 5 年間の活動計画、活動報告を別に示す様式で提出すること
(活動回数、参加人数、活動場所等)
- 6 責任者、副責任者2名が明確であること
- 7 登録団体として公表することを了承していること
- 8 活動の新たな参加希望者を可能な範囲で受け入れる団体であること
- 9 暴力団、政治、宗教活動ではないこと
- 10 「生涯学習パスポート」のポイント対象活動ではないこと
- 11 営利を目的とした活動ではないこと

4 「高齢者を対象とした支援活動」の詳細について

各活動の詳細は、次のとおりです。

※高齢者とは、65歳以上の方です。



① 地域住民で主体的に行う高齢者への生活支援の支え合い活動

- 高齢者が生活する中でちょっとした困りごと（活動例：買い物代行、ゴミ出し、電球の取り替え、簡単な家屋内外の修理など。※）に対して、自治会や団地等の地域住民5名以上の支援者グループ（団体）でサポートを行う活動で、活動開始から1か月以上の活動実績があるものとします。

※活動例のため、地域での活動について対象となるかどうか不明な場合はご相談ください。

（有償ボランティア、無償ボランティアは問いませんが、営利を目的としたもの、雇用契約や請負契約を結んでいる場合は対象外。）

- 利用手続きが明確であること。
- 生活支援の支え合い活動を行う支援者の名簿を提出する必要があります。

② 地域住民で定期的に行う高齢者の見守り活動

- 1人暮らし高齢者や高齢者世帯等を対象とした見守り活動（活動例：家庭訪問や電話による声掛け、郵便物や新聞が溜まっていないか、夜に電気がついていないか気にかけるなどの安否確認等）を、自治会や団地等の地域住民5名以上の支援者グループ（団体）で、定期的に年6回以上活動を行っているものとします。
- 見守り活動を行う支援者の名簿を提出する必要があります。

③ 地域住民で主体的に行う高齢者への配食活動

- 1回につき10名以上の高齢者等を対象として、自治会や団地等の地域住民の支援者グループ（団体）で、年2回以上、各家庭への配食活動を行っているものとします。ただし、敬老会での配食活動は回数に含みません。
- 会場に集まった会食（食事会や弁当を取っての食事）は含みません。
- 配食活動を行う支援者の名簿を提出する必要があります。

④ 地域サロンのポイント管理責任者の活動

- 高齢者が5名以上参加する1回2時間程度の活動で、継続して開催している地域サロンとします。地域サロンの運営を中心となってい、手帳の受け渡しや説明、ポイント管理等、市役所との連絡窓口となる責任者、副責任者各1名の活動をポイント管理責任者の活動とします。
- 責任者、副責任者は、原則として1年間同じ者とします。

⑤「通いの場」のポイント管理責任者の活動

- 市による立ち上げ支援（原則3回）終了後、「通いの場」として自主的に実施している団体（グループ）の活動で、高齢者が5名以上参加し、週1回以上の頻度で行われているものとします。
- 「通いの場」として、医療保健課に登録している団体に限ります。
- 手帳の受け渡しや説明、ポイント管理等、市役所との連絡窓口となる責任者、副責任者各1名の活動をポイント管理責任者の活動とします。
- 責任者、副責任者は、原則として1年間同じ者とします。

⑥高齢者の趣味活動及びスポーツ活動のポイント管理責任者の活動

- 高齢者が5名以上参加する1回2時間程度の活動で、継続して開催している趣味活動やスポーツ活動とします。参加により、社会参加、健康づくり、介護予防の効果があると多くの人々が認めるものを対象とします。
(賭け事やギャンブル性、依存性のあるものは対象としません。)
- 高齢者が5名以上参加する児童の登下校の見守り活動で、継続して実施し日々の活動が確認できるものを対象とします。
- 希望する高齢者が容易に参加できる内容、場所、時間で、道具等必要な物品は貸出できるものを備え、経費の負担が必要最低限であるものとします。
- 「生涯学習パスポート」のポイントとの重複はできません。
- 活動の運営を中心となって行い、手帳の受け渡しや説明、ポイント管理等、市役所との連絡窓口となる責任者、副責任者各1名の活動をポイント管理責任者の活動とします。
- 責任者、副責任者は、原則として1年間同じ者とします。

⑦市の登録を受けた市民運営の認知症カフェでの世話人活動

- 開設から6か月以上経過し、かつ3回以上の開催実績があり、東広島市民が運営している認知症カフェで、市が別に定める「東広島市認知症カフェ登録制度」により登録決定を受けたものを対象とします。
- 認知症カフェを運営するための支援スタッフを世話人とし、世話人となる人の名簿を提出する必要があります。

5 登録団体のポイント管理責任者(副責任者)の役割について

☆ポイント管理責任者、副責任者の方には、ポイントスタンプの管理及び市との連絡窓口としての役割をお願いすることになります。団体でご相談の上、責任者等の決定をしてください。

主な役割について

① ポイントの付与

責任者または副責任者は、参加者のポイント手帳にポイントスタンプを押印し、活動日を記入します。

② ポイントスタンプの保管

責任者または副責任者は、ポイントスタンプを管理します。

③ 活動実績の報告

1年間の活動の終了後、実績報告書を市へ提出してください。

④ 活動計画書等の提出

翌年度（10月以降）も活動を継続する場合は、活動継続届出書等を市へ提出してください。

⑤ 市との連絡窓口

ポイント制度について市から連絡する場合がありますので、団体メンバーへの周知等にご協力をお願いします。

※申請時に提出された団体代表者やポイント管理責任者、活動内容などの変更があった場合は、速やかに団体登録変更申請書を提出してください。

※「市民ポータルサイト」に登録することで、メールやLINEで市からのお知らせが届きます。また、元気輝きポイント制度に関する団体の手続き（継続届や実績報告書の提出）にも利用することができます。

6 元気輝きポイントの報奨金について

令和7年度のポイントの付与期間は、令和7年10月1日から令和8年9月30日までです。1年間貯めたポイントに応じて報奨金を支給します。

10ポイントは100円に換算し、上限内で支給します。

| 年齢 | 上限ポイント数 | 上限の詳細 |
|--------|---------|---|
| 40～64歳 | 500 | 支えるポイントと市主催行事等ポイント（40歳以上が対象）のポイント合わせて500ポイント ※参加ポイントと市主催行事等ポイント（65歳以上が対象）のポイントはつきません |
| 65歳以上 | 1,000 | 支えるポイントと参加ポイント、市主催行事等ポイントを全て合わせて1,000ポイント |

※お元気ポイントの対象者には、上限ポイント数とは別に300ポイントを加算します。

（手帳提出時に自動付与）

7 令和7年度元気輝きポイント手帳の交付について

元気輝きポイント手帳の交付は次のとおり行います。

新規申請・再交付申請の場合、手帳交付申請書の提出が必要です（個人または団体でとりまとめて申請）。

※令和6年度手帳の交付を受けていた人に対しては、令和7年度手帳を自動的に交付します。（9月下旬頃に個別に郵送）

- ・対象者：40歳以上の東広島市民（年齢は令和7年10月1日現在）
- ・交付場所：市役所地域包括ケア推進課、支所
- ・交付時期：令和7年9月22日～令和8年9月30日まで
- ・交付冊数：原則として1人1冊